

令和 3 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市

目 次

	頁
議案第 97 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例	3
議案第 98 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
議案第 99 号 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	9
議案第 100 号 和解について	11
議案第 101 号 損害賠償の額の決定について	17
議案第 102 号 工事請負契約の締結について [大浜高層住宅解体工事]	19
議案第 103 号 工事請負契約の締結について [上神谷高架橋(P7-P8工区)耐震対策ほか工事]	25
議案第 104 号 指定管理者の指定について [堺市金岡公園プール及び大浜公園プール]	29
議案第 105 号 指定管理者の指定について [堺市都市緑化センター]	35
議案第 106 号 当せん金付証票の発売について	41
議案第 107 号 市道路線の認定について	43
議案第 108 号 大字小阪共有地処分について	53
議案第 109 号 大字西共有地処分について	57
議案第 110 号 大字下共有地処分について	61
議案第 111 号 大字小平尾共有地処分について	65
報告第 21 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	69
報告第 22 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	73

令和3年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和3年11月29日

堺市長 永藤英機

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 議案第 97 号 | 堺市市税条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 98 号 | 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 99 号 | 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 100 号 | 和解について |
| 議案第 101 号 | 損害賠償の額の決定について |
| 議案第 102 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 103 号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 104 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 105 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 106 号 | 当せん金付証券の発売について |
| 議案第 107 号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 108 号 | 大字小阪共有地処分について |
| 議案第 109 号 | 大字西共有地処分について |
| 議案第 110 号 | 大字下共有地処分について |
| 議案第 111 号 | 大字小平尾共有地処分について |
| 報告第 21 号 | 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について |
| 報告第 22 号 | 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について |

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第54条を次のように改める。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第54条 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

第57条を削り、第56条を第57条とし、第55条を第56条とし、第54条の6の次に次の1条を加える。

(種別割の課税免除)

第55条 商品である軽自動車等で使用しないものに対しては、種別割を課さない。

第61条を次のように改める。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下この条において「原動機付自転車等」という。)に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第59条第1項の申告をする際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示(市長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第54条又は第53条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

- 3 前2項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第5項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。
- 4 第1項の標識の交付を受けた後において当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第59条第2項の申告をする際、その標識を返納しなければならない。
- 5 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に存在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から30日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。
- 6 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又はま滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、標識の再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として、200円を納めなければならない。
- 7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。
- 8 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等を試乗し、又は回送する場合においては、市長に対し、その旨を記載した申告書を提出し、試乗標識の交付を受け、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。この場合における試乗標識の取扱いについては、前2項の規定を準用する。
- 9 前項の試乗標識の交付を受けた販売業者は、当該試乗標識の必要がなくなった場合は、直ちに、これを市長に返納しなければならない。

第63条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

附則第5条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）」を「令和3年改正法」に改める。

附則第18条及び第19条中「第55条」を「第56条」に改める。

（堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第55条」を「第56条」に、「第55条第2号ア(イ)」を「第56条第2号ア(イ)」に、「第55条第2号ア(ウ) a」を「第56条第2号ア(ウ) a」に、「第55条第2号ア(ウ) b」を「第56条第2号ア(ウ) b」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中第63条第2項及び附則第5条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の第55条の規定は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

堺市市税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

税負担の均衡を図るため、軽自動車税の種別割に係る課税免除の対象を見直すこととし、所要の改正等を行うものであること。

- (1) 軽自動車税の種別割について、課税免除の対象を見直し、商品である軽自動車等で使用しないものとするもの
- (2) 軽自動車税の非課税の範囲及び原動機付自転車等の標識の交付等に係る規定の整備を行うもの
- (3) その他規定の整備を行うもの

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。ただし、1(3)に係る改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

産科医療補償制度の見直しにより当該制度の掛金が引き下げられることに対し、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金及びその加算額（当該掛金に相当する額を加算するもの）の支給総額について420,000円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部が改正されたことを受け、国民健康保険においてもこれとの均衡を図り現行の支給総額420,000円を維持するため、本条例に定める出産育児一時金の支給額を引き上げることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和4年1月1日から施行するものであること。

堺市立青少年センター等の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表に次のように加える。

体育室	全日	17,900円
グラウンド	1時間	1,030円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市立青少年センター等の設置及び管理に 関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立青少年の家における体育室の建替え等に伴い、受益者負担の観点から、新たに体育室等の使用料について定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

和解について

本件について、次のとおり和解する。

1 本件

別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の地中から産業廃棄物及び地中障害物（以下これらを「本件廃棄物等」という。）が発生した事案

2 和解の相手方

東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 番 1 号

三井不動産株式会社

代表取締役 菰田 正信

3 和解条項

第 1 条 堺市と三井不動産株式会社は、本件土地を対象として堺市と三井不動産株式会社とが令和 2 年 11 月 2 日付けで締結した事業用定期借地権設定契約書（以下「契約書」という。）第 12 条第 2 項に基づき、三井不動産株式会社が、堺市に対し本件について報告及び協議をした上で、合理的な範囲において本件土地の利用に支障をきたす本件廃棄物等の調査、試掘、撤去、運搬及び処分等（以下これらを「処分等」という。）を行ったことを相互に確認する。

第 2 条 堺市と三井不動産株式会社は、三井不動産株式会社が処分等を行った本件廃棄物等の数量について、別紙処分等に関する数量目録のとおりであることを相互に確認する。

第 3 条 堺市は、三井不動産株式会社に対し、処分等に係る費用を契約書第 12 条第 2 項の規定に基づき、金 301,125,000 円を支払う。

2 堺市は、前項の金員について、堺市が定める様式に従った処分等に係る費用の支払請求があった日から起算して 30 日以内に、三井不動産株式会社名義の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、堺市の負担とする。

第 4 条 堺市と三井不動産株式会社は、本件について、本和解契約の成立により解決し

たことを確認し、本和解契約に定める以外互いに何らの債権債務も負わないことを相互に確認する。

物 件 目 録

1

所 在	地 番		地 目	面 積 (平方メートル)
堺市美原区黒山	136	1	田	2,436

2

所 在	地 番		地 目	面 積 (平方メートル)
堺市美原区黒山	183	3	溜池	1,025
堺市美原区黒山	183	6	堤	3.86
堺市美原区黒山	367	3	公衆用道路	0.11
堺市美原区黒山	372	2	田	47
堺市美原区黒山	372	3	公衆用道路	5.75
堺市美原区黒山	379	3	田	19
堺市美原区黒山	379	4	田	42
堺市美原区黒山	379	5	田	60
堺市美原区黒山	379	6	田	48

処分等に関する数量目録

1 産業廃棄物（美原区黒山 136 番 1）

調査箇所数と内容	ガス調査 3 か所、ダイオキシン含有試験及び溶出試験 3 検体
試掘箇所数と体積	20 か所、掘削体積 210 立方メートル
撤去体積	3,628 立方メートル
運搬台数	215 台（1 台 4 サイクル）
処分重量	7,231 トン

2 地中障害物（美原区黒山 183 番 3 等）

調査箇所数と内容	試掘 2 か所（縦 10 メートル×横 6.5 メートル×深さ 4 メートル、縦 8.4 メートル×横 4.7 メートル×深さ 1 メ ートル）、厚み調査 2 か所（直径 0.1 メートル、長さ 1.05 メートル、0.13 メートル）
試掘箇所数と内容	74 か所、直径 1.6 メートル
埋戻体積と内容	調査及び試掘箇所 258.75 立方メートル、撤去箇所 231 立方メートル
測量箇所数	76 点
建設発生土の仮置き運搬、	812 立方メートル
処分運搬体積	
撤去箇所数と内容	全旋回オールケーシングによる取壊し 23 か所、クラッ シュパイラーによる矢板の圧入 86 枚とアイオンによる 取壊し（合計撤去体積はコンクリート 2 立方メートル、 汚泥 55 立方メートル）
地中障害物の処分運搬体積	コンクリート殻 2 立方メートル、汚泥 55 立方メートル

和解について

三井不動産株式会社（以下「相手方」という。）は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条の 2 の規定に基づく都市計画により美原区黒山東地区内において（仮称）三井ショッピングパークららぽーと堺を建設するため、本市及びその他の土地所有者との間で事業用定期借地権設定契約を締結し、令和 2 年 11 月から土地の造成工事に、令和 3 年 5 月から商業施設の新築工事に着手した。

その後、相手方が当該商業施設の建設に向けた工事を進めていたところ、本市と相手方との間で締結した事業用定期借地権設定契約（以下「本件契約」という。）の対象である本市所有の土地の一部（美原区黒山 136 番 1、183 番 3 等の土地をいう。）の地中から産業廃棄物及び地中障害物（以下これらを「本件廃棄物等」という。）が発見された。

相手方は、本件廃棄物等が本件契約の締結前から地中に存在したものであることから貸主である本市に対して、本件契約第 12 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 16 日付け及び同年 5 月 24 日付けの二度にわたり、本件廃棄物等の発見に係る報告を行うとともに、同項の規定による協議及び同条第 2 項の規定による本件廃棄物等の撤去、処分等に係る費用の負担を本市に求めてきたものである。

これに応じて、相手方と協議を重ねた結果、本件廃棄物等が本件契約の締結前から地中に存在したものであること、相手方の責めに帰すべき事由はないことを確認できたことから、本件廃棄物等に係る調査、試掘、撤去、運搬、処分等に係る費用（以下「処分費用」という。）について相手方と和解するものである。

なお、処分費用に係る本件廃棄物等の数量については、相手方が提示する根拠資料及び本市と相手方の現地立会を基に、双方の協議により算出したものである。

また、処分費用については、この算出した本件廃棄物等の数量を基に本市が行う公共積算で限度額を決定し、本市が作成した金抜設計書に対して、相手方が算出した処分費用の提示を行って確定させたものである。

損害賠償の額の決定について

車両及び家屋損傷事故に係る損害賠償の額について、次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,690,810 円

- 2 損害賠償の相手方 堺市中区 * * * * *
* * * * *

損害賠償の額の決定について

令和3年9月30日(木)午前10時5分頃、堺市立平井中学校において、同校に勤務する職員が、刈払機を使用し、校内敷地の除草作業を行っていたところ、刈刃が小石に当たり、刈払機の飛ばした小石が、相手方の車両及び家屋を直撃し、相手方車両及び家屋を損傷させたものである。

その後、損害賠償について交渉を重ねた結果、金1,690,810円を相手方への損害賠償の額とするものである。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大浜高層住宅解体工事
- 2 工事概要 住宅解体工事
鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上11階建
延べ面積 5,731.44㎡
屋外附帯解体
電気、機械設備工事
- 3 契約の相手方 堺市中区小阪 651 番地 1
有限会社 KS 光健
代表取締役 檀野 健一
- 4 契約金額 289,770,800 円
うち取引に係る消費税額等 26,342,800 円
- 5 仮契約の日 令和3年10月6日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た日の翌日（堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日）から令和5年1月31日まで
- 3 入札執行日時 令和3年9月13日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
辻原総業株式会社		260,598,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
堺土建株式会社		260,652,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社哲建		260,821,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社今重興産		260,929,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社国府		261,070,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社 R a i n g		261,320,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社プライムエコ		261,555,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
泉宏建設株式会社		261,880,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社建真		262,100,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない
株式会社勇樹		262,533,000	低入札価格調査の結果、落札者とならない

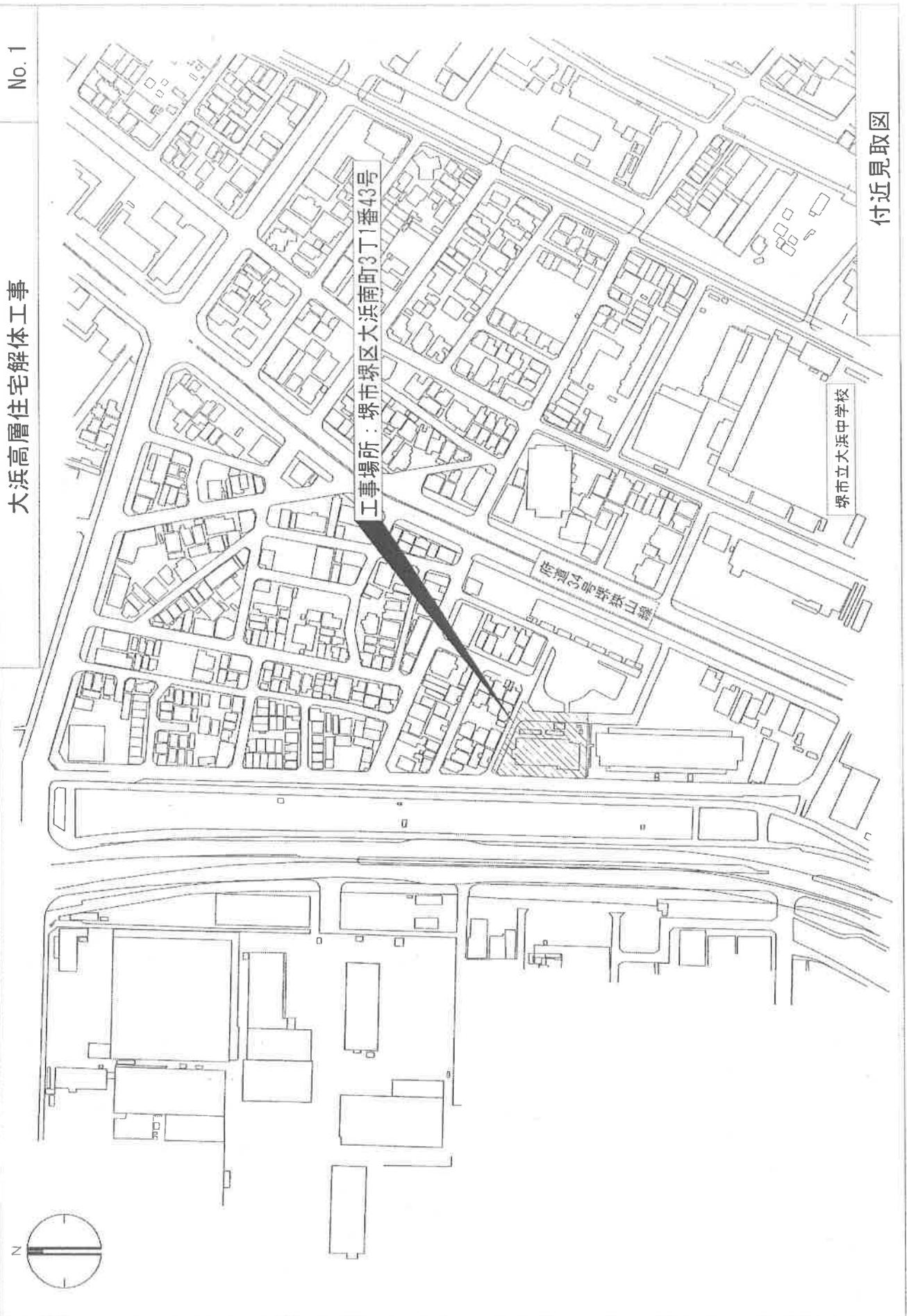
泉都興業株式会社	263,011,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
南街建設株式会社	263,060,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社隆栄建設	263,155,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
国誉建設株式会社	263,308,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
株式会社春正建設	263,348,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
日英建設株式会社	263,388,000	低入札価格調査の結果、落札者としない
有限会社KS光健	263,428,000	落札（低入札価格調査の結果）
関西グランドテック株式会社	263,428,000	
株式会社憂心建設	263,468,000	
近畿ヒノデサービス販売株式会社	263,508,000	
株式会社ハナフサ	263,548,000	
久栄建設株式会社	263,626,000	
木下建設株式会社	263,800,000	
株式会社橋爪工務店	264,302,000	
株式会社河村工務店	264,696,000	
株式会社藤木組	264,999,000	
株式会社ビーコン	265,606,000	
株式会社三国建設	282,825,000	
大容建設株式会社	321,000,000	

(備考) 予定価格 321,393,000 円、調査基準価格 294,455,000 円

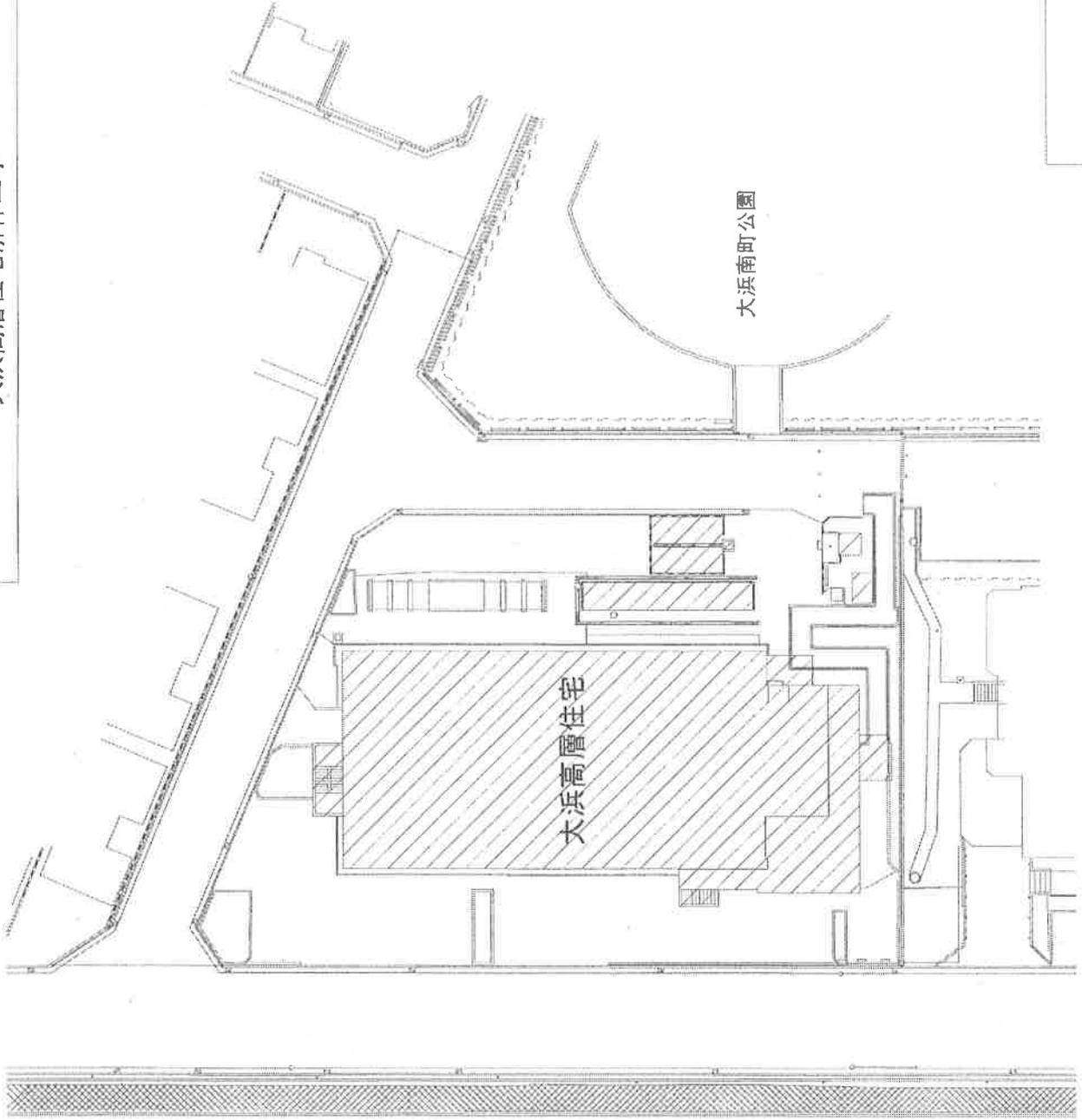
上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

大浜高層住宅解体工事

No. 1



付近見取図



配置図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 上神谷高架橋（P7-P8工区）耐震対策ほか工事
- 2 工事概要 工事延長 L=40.0m
落橋防止装置工 N=23組
支承補強装置工 N=30組
橋脚コンクリート巻立て工 N=2基
断面修復工 N=1構造物
はく落防止工 A=66m²
仮設工 一式
その他 一式
- 3 契約の相手方 大阪府堺市堺区甲斐町東4丁2番20号
五大・成世建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社五大コーポレーション
代表取締役 金戸 修藏
他の構成員 成世建設株式会社
代表取締役 出雲 康雄
- 4 契約金額 276,100,000円
うち取引に係る消費税額等 25,100,000円
- 5 仮契約の日 令和3年10月14日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和5年3月30日まで
- 3 入札執行日時 令和3年9月28日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
五大・成世 建設工事共同企業体		114.25	251,000,000	45.517	落札
久栄・橋本 建設工事共同企業体		111	249,358,000	44.514	
大容・利晃 建設工事共同企業体		110.3	281,000,000	39.252	
今重興産・日本品質 建設工事共同企業体			辞退		

(備考) 予定価格 312,701,000 円、調査基準価格 281,292,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市金岡公園プ ール	東京都千代田区丸の 内1丁目8番1号	スポーツクラブ NAS 株式会社	令和4年4月1日から 令和5年9月30日まで
堺市大浜公園プ ール			令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの指定管理者としてスポーツクラブ NAS 株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
スポーツクラブ NAS 株式会社	昭和 47 年 9 月 1 日	社会体育事業の普及等	・ スポーツクラブ ・ プール (芦屋市、 千葉市、串本町等) の指定管理業務	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市金岡公園プール及び堺市大浜公園プールの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

東京都千代田区丸の内 1-8-1
 スポーツクラブ NAS 株式会社

(2) 選定経過

令和 3 年 6 月 25 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
 (選定基準等の審議)

令和 3 年 10 月 14 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
 (書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪府立大学 教授 山田 宏之
 委員 追手門学院大学 准教授 今堀 洋子
 委員 大阪府立大学 准教授 武田 重昭
 委員 弁護士 中川 澄
 委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	スポーツ クラブ NAS 株式会社
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条 第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保 ③事故発生履歴	60 点	50 点

<p>(2) 事業計画を確実に実施かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)</p>	<p>①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績</p>	40 点	32 点
<p>(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	40 点	30 点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)</p>	<p>①開場時間及び休日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥事故防止の考え方</p>	80 点	66 点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画</p>	60 点	44 点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	56 点	41 点

(7) 前各号に掲げるもの のほか、市長が定める 要件 (堺市公園条例第 27 条 第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇 用、本社・本店、環境マネジメント)	64 点	37 点
合計点		400 点	300 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市都市緑化センター	大阪府堺市堺区東上野芝町一丁4番地3	堺グリーンパートナーズ	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
	(代表団体)	(代表団体)	
	大阪府堺市堺区東上野芝町一丁4番地3	公益財団法人堺市公園協会	
	(他の構成団体)	(他の構成団体)	
大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号	大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号	南海ビルサービス株式会社	
	(他の構成団体)	(他の構成団体)	
	大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町3丁目10番26号	特定非営利活動法人グリーンカレッジ大阪	

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市都市緑化センターの指定管理者として堺グリーンパートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺グリーンパートナーズ	令和 3 年 8 月 23 日	堺市都市緑化センターの管理運営	堺市都市緑化センターの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市都市緑化センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市堺区東上野芝町一丁4番地3号

堺グリーンパートナーズ

(代表団体)

堺市堺区東上野芝町一丁4番地3号

公益財団法人堺市公園協会

(他の構成団体)

大阪市中央区難波五丁目1番60号

南海ビルサービス株式会社

(他の構成団体)

堺市西区上野芝向ヶ丘町3丁10番26号

特定非営利活動法人グリーンカレッジ大阪

(2) 選定経過

令和3年6月25日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和3年10月14日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪府立大学 教授 山田 宏之

委員 追手門学院大学 准教授 今堀 洋子

委員 大阪府立大学 准教授 武田 重昭

委員 弁護士 中川 澄

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺グリーンパーク トナース
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	① 管理の基本方針 ② 平等利用・安全の確保	40 点	32 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	① 安定的な経営資源 ② 財務規模、組織状況 ③ 事業実績	40 点	31 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	① 利用者・利用者ニーズの把握 ② 個人情報保護、情報公開の考え方 ③ 人権尊重の考え方 ④ 障害者等への考え方 ⑤ 広報・モニタリング計画	40 点	30 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	① 休館日、開館時間の考え方 ② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③ 利用料金の考え方 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策	40 点	30 点

<p>(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>① 目標設定、目標達成の方策 ② 館内展示、イベント及び屋外利用等の企画運営計画 ③ 集客、啓発及び広報等業務の企画運営計画 ④ 自主事業の実施計画</p>	120 点	99 点
<p>(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>① 経費削減の考え方・方法 ② 収支計画 ③ 指定管理料の削減</p>	56 点	26 点
<p>(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組 ⑤ 市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍推進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	64 点	37 点
合計点		400 点	285 点

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 4 年度において当せん金付証券を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根拠]

当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付 記
235	西邊10号線	堺区西邊町2丁137番地先 堺区西邊町2丁134番2地先		本市施行
4056	大師220号線	中区上師町2丁102番7地先 中区上師町2丁102番7地先		開港に伴う寄付
7130	野尻64号線	東区野尻町551番5地先 東区野尻町319番12地先		"
8965	白置荘原寺64号線	東区白置荘原寺町75番46地先 東区白置荘原寺町75番46地先		"
9594	上草部2号線	西区上615番18地先 西区草部1544番21地先		都市計画法第39条による 部属
9773	和田東3号線	南区和田東762番17地先 南区和田東762番17地先		"
1384	南花田70号線	北区南花田町563番16地先 北区南花田町563番13地先		"

市道認定路線図

整理番号 二285

南半町 西 1丁 16-18



市道認定路線図

34-16

整理番号 ハ1056



市道認定路線図

整理番号 /130

35-11

八下西
心社あい
広場

野尻町

野尻64号線

319-12

351-5

野尻町

凡
例



認定道路

市道認定路線図

グラウンド

42-03

整理番号 7965

日置荘西町
きぶねぎく
公園

日置荘西町
いそぎく公園

日置荘西町 5

日置荘原寺64号線

75-46
75-46

日置荘

日置荘田中町

萩原
神社

日置荘田中町

日置荘田中町

日置荘田中町

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

47-07

整理番号 加594

上草部2号線

615-18

1544-21

取石 7丁目

原田

本町
ひなぎく
公園

原田

草部

原田

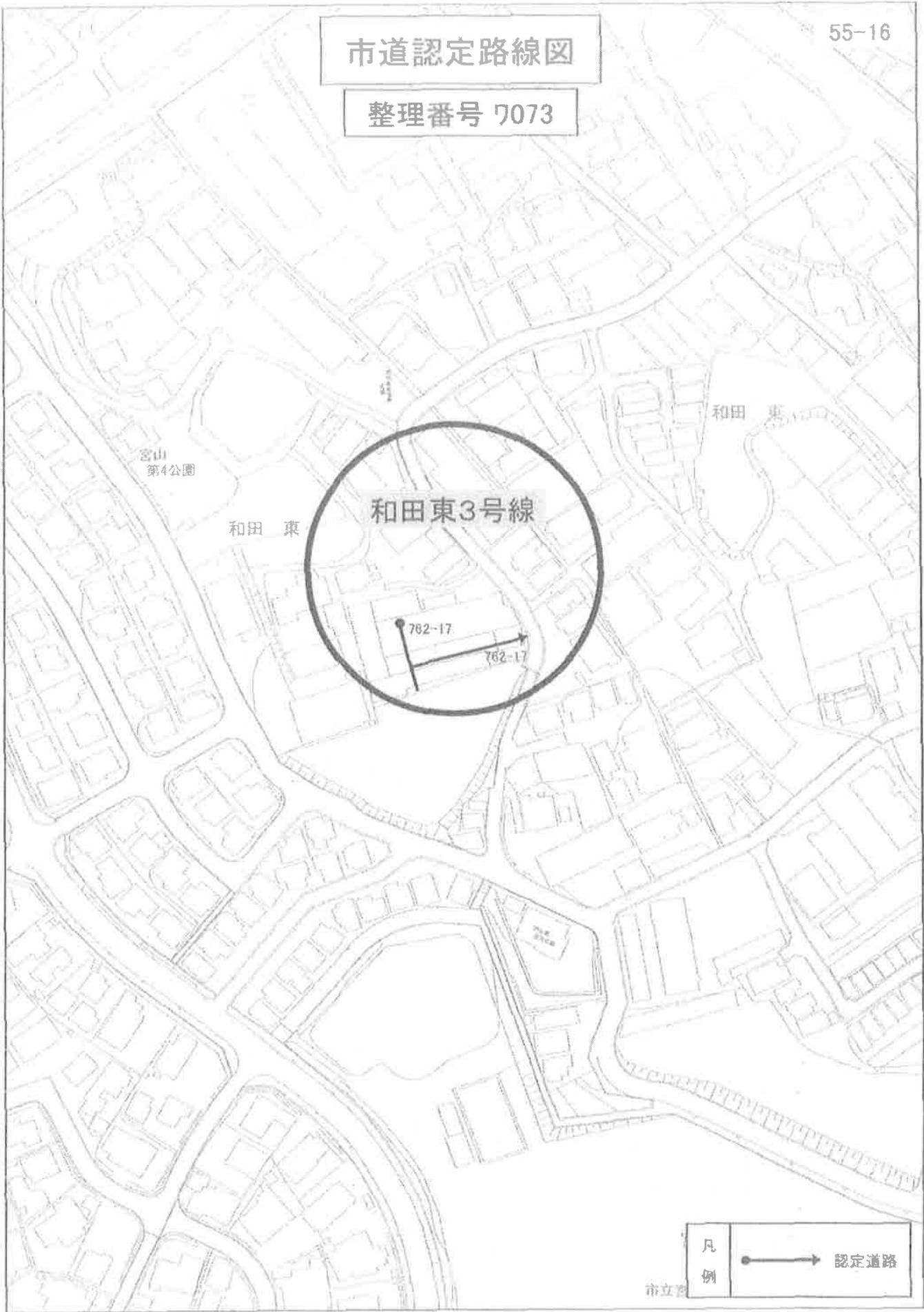
凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7073



市道認定路線図

整理番号 884



大字小阪共有地処分について

次のとおり大字小阪共有地を処分する。

1 処分物件の表示

物件 番号	所在地		地目	地積 (㎡)		備考
	町名	地番		公簿面積	処分面積	
1	堺市中区八田寺町	320番22	ため池	56	56.71	共有地持分 9分の1
2	同上	320番23	ため池	8.24	8.24	共有地持分 9分の1

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

小阪町内会

代表者 堺市中区小阪 149 番地 会長 納谷 宗弘

3 処分の相手方

大阪府高石市西取石 3 丁目 6 番 5

T A C L E 株式会社 代表取締役 平野 壮哲

4 処分金額

金 411,111 円

5 処分理由

物件番号 1 地元公益事業費に充当するため。

物件番号 2 土地を整形にし、有効利用を図るため。

大字小阪共有地処分について

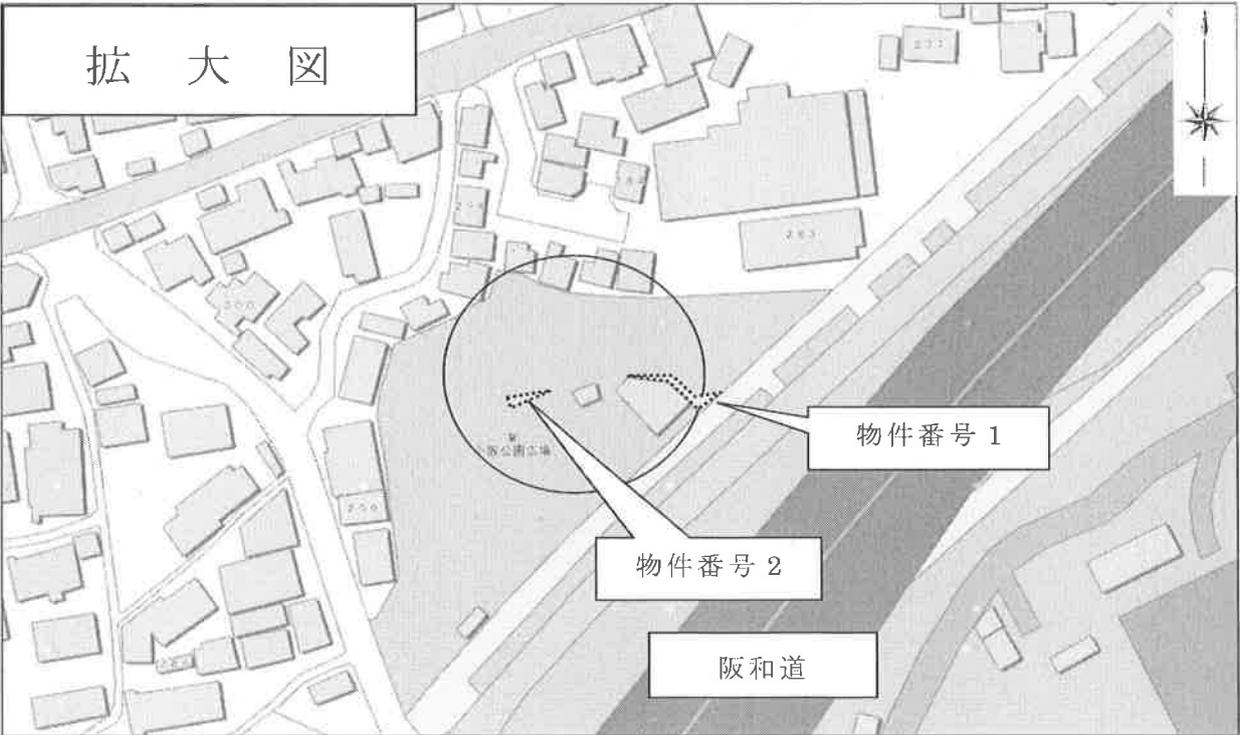
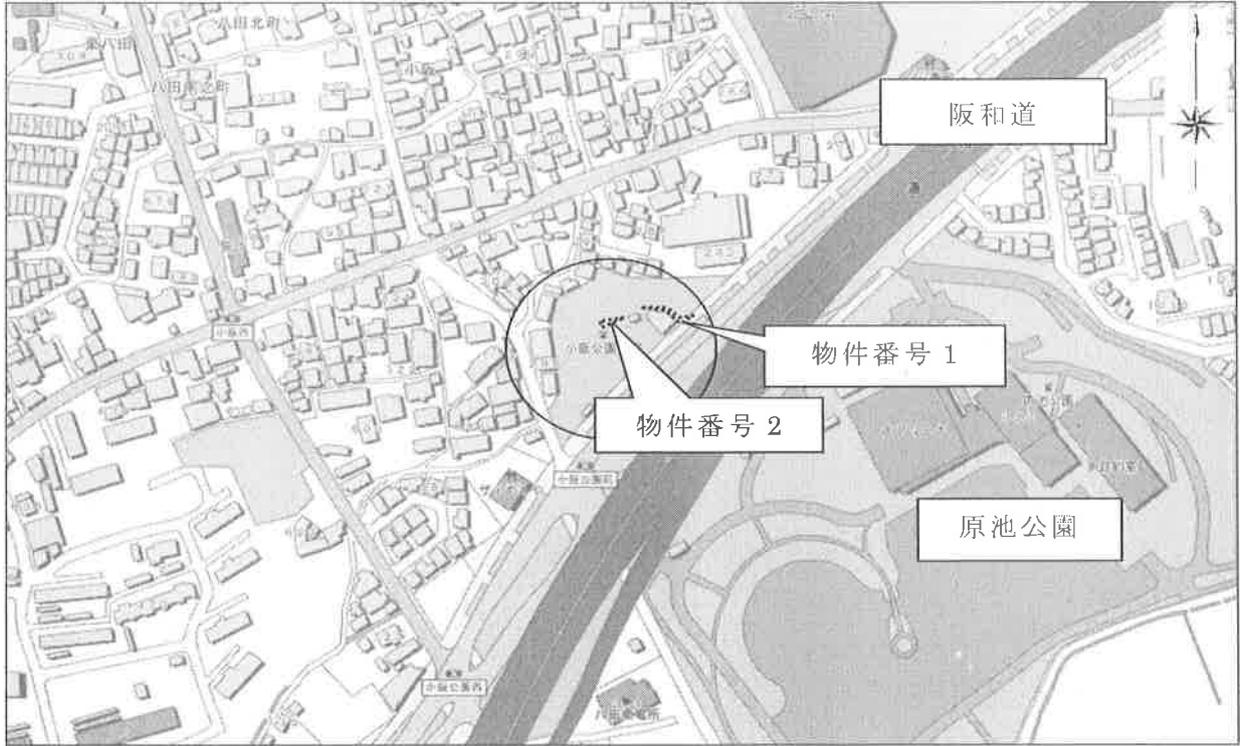
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

町内会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
小阪町内会	411,111	地元公益事業費	331,111	
		堺市に対する納付金	80,000	20%相当額
計			411,111	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



大字西共有地処分について

次のとおり大字西共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市東区日置荘西町8丁	612番3	溜池	2,191	2,191	石池

2 処分者

日置荘西町会連合会

代表者 堺市東区日置荘西町5丁14番17号 会長 大橋 金剛

3 処分の相手方

大阪狭山市山本北1423番地4

株式会社カーフィックス 代表取締役 西村 元晴

4 処分金額

金 33,169,534 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字西共有地処分について

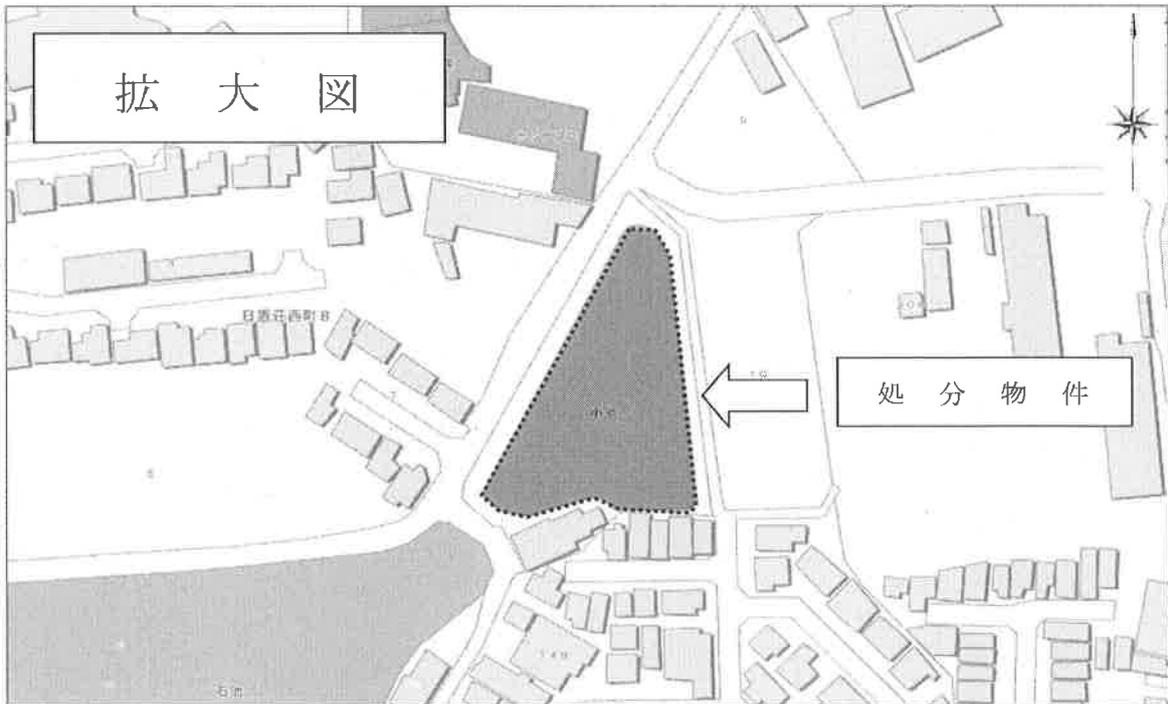
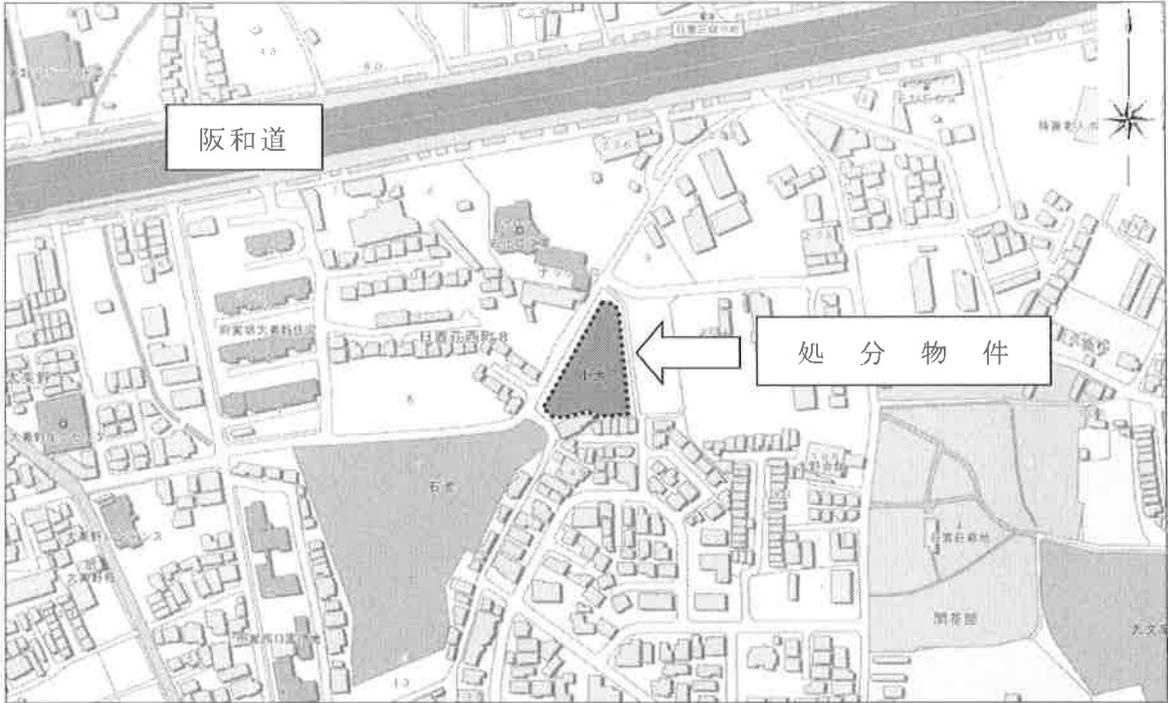
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
日置荘西町会 連合会	33,169,534	地元公益事業費	26,539,534	
		堺市に対する納付金	6,630,000	20%相当額
計			33,169,534	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



大字下共有地処分について

次のとおり大字下共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (㎡)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市西区浜寺南町2丁	411番41	雑種地	87	87.88	元今池
同上	411番42	雑種地	343	343.60	
計			430	431.48	

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

浜寺元町自治会

代表者 堺市西区浜寺元町6丁911番地2 会長 丸山 倫明

3 処分の相手方

堺市堺区宿院町東1丁1番20号

株式会社住宅情報サービス 代表取締役 池田 龍男

4 処分金額

金 27,500,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字下共有地処分について

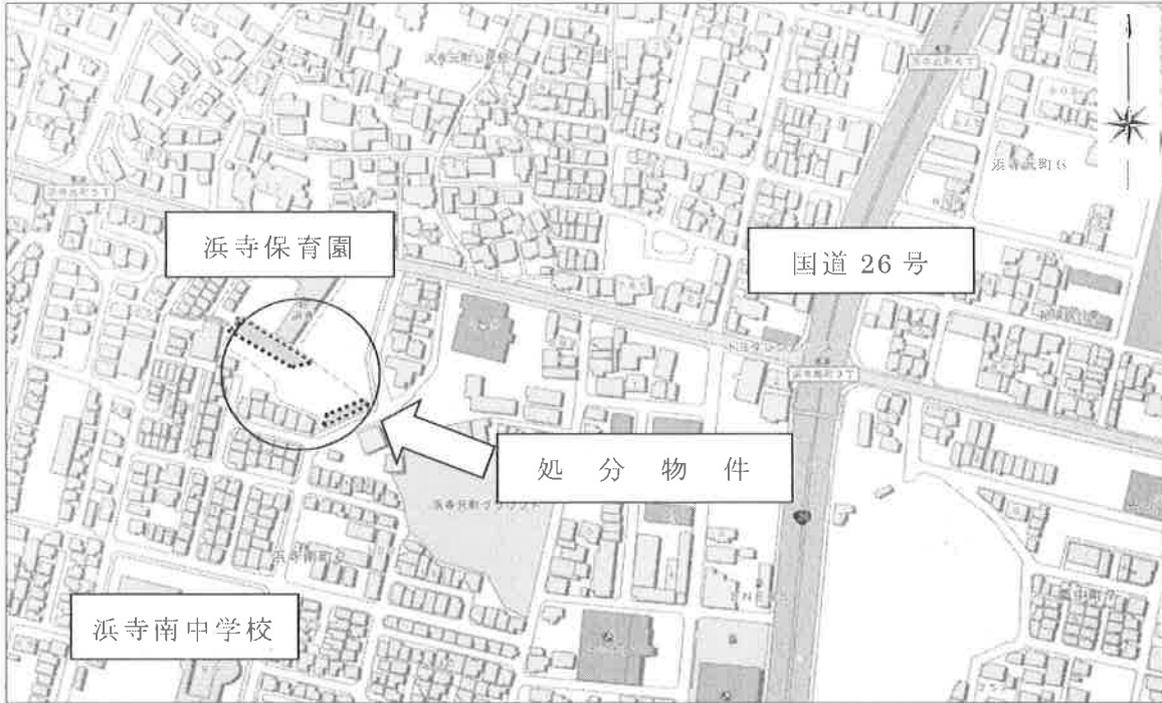
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
浜寺元町自治会	27,500,000	地元公益事業費	22,000,000	
		堺市に対する納付金	5,500,000	20%相当額
計			27,500,000	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



大字小平尾共有地処分について

次のとおり大字小平尾共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積 (m ²)		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
羽曳野市埴生野	1215番2	堤	138	149	

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

東多治井地区自治会

代表者 堺市美原区小平尾 1105 番地 会長 米谷 文克

3 処分の相手方

兵庫県伊丹市森本 8 丁目 104 番地

丸進運輸株式会社 代表取締役 半田 静夫

4 処分金額

金 626,000 円

5 処分理由

地元公益事業費に充当するため。

大字小平尾共有地処分について

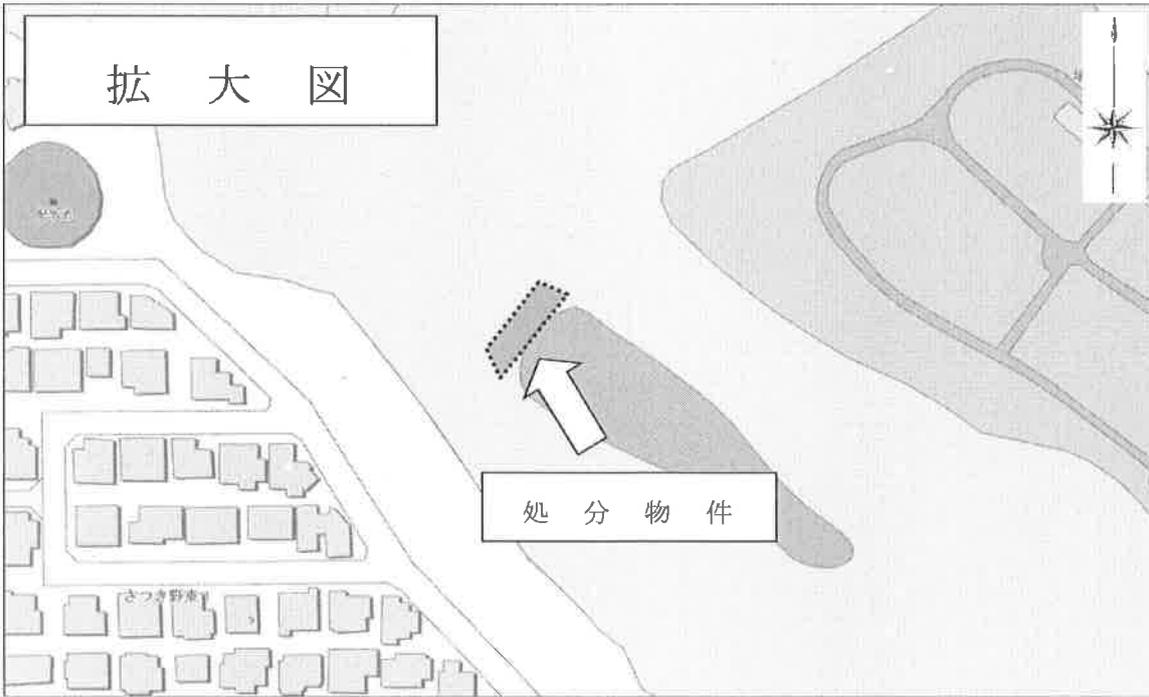
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備考
東多治井地区 自治会	626,000	地元公益事業費	506,000	
		堺市に対する納付金	120,000	20%相当額
計			626,000	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 21 日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,514,010 円

- 2 損害賠償の相手方 大阪市西区立売堀 3 丁目 1 番 14 号
トヨタホーム近畿株式会社
代表取締役 近藤 浩司

損害賠償の額の決定について

令和3年7月30日(金)午前11時45分ごろ、堺市西区上野芝町4丁目10番1号地先において、危機管理課職員が運転する本市車両が、府道堺狭山線を進行中、前方注意を怠ったことにより、赤信号で停車中の相手方車両に追突し、相手方車両を損傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金1,514,010円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(子ども相談所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
70	3.10.27	86,520	大阪市平野区 * *****	*****	令和2年11月19日(木) 午後3時5分ごろ、堺市中 区*****地 先において、虐待対策課の 職員が訪問先施設駐車場 に車両を停めるため切り 返しをした際、運転操作を 誤り、車両右前方部を相手 方花壇ブロックに接触さ せ、損傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
68	3.10.26	33,000	堺市南区 * * * * *	*****	令和3年7月16日(金) 午後5時15分ごろ、堺市 西区築港新町2丁6-1地 先において、相手方が市 道臨海1号線の歩道をジ ョギング中、路面が隆起 した箇所で転倒し、負傷 及び腕時計を損傷したも の。
69	3.10.27	21,480	岸和田市 * * * * * *	*****	令和3年8月27日(金) 午前4時ごろ、堺市西区 築港新町3丁16地先にお いて、相手方車両が市道 臨海2号線を走行中、路 面のくぼみで、左前輪タ イヤなどを損傷したも の。

(堺区役所)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
63	3.10.5	22,000	堺市堺区*** ****	*****	令和3年7月7日(水) 午前10時10分ごろ、堺市 堺区*****におい て、堺区企画総務課の職員 が交差点を右折する際、相 手方敷地内の車止めに接 触し、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
64	3.10.14	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に住宅使用料 125,400 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区 *** ***** 堺市営***** *****	*****
65	3.10.14	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** *の住宅の明渡し並び びに住宅使用料 569,400 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** * 堺市営***** *****	*****
66	3.10.14	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に住宅使用料 119,429 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区 *** ***** 堺市営***** *****	亡***** (通称*****) の相続人

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 125,400 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 125,400 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 569,400 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 569,400 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 119,429 円及び死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である***** (通称*****) は、令和3年5月5日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 119,429 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(行政部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
59	3. 8. 24	堺保健センター・市民駐車場建設外工事	大阪府大阪 市中央区久 太郎町2丁目 5番28号	大末・丸末建設 工事共同企業体 代 表 構 成 員 大末建設株式会社 大 阪 本 店 取 締 役 執行役員 副社長 本 店 長 郷 右 近 英 弘 他 の 構 成 員 株式会社丸末 代 表 取 締 役 山 本 良 継	変更前 2,613,795,389円 (消費税額等 194,711,399円) 変更後 2,615,963,489円 (消費税額等 194,908,499円)
58	3. 8. 24	堺保健センター・市民駐車場建設外工事に伴う電気設備工事	大阪府大阪 市北区与力 町1番27号	三栄・西尾建設 工事共同企業体 代 表 構 成 員 三栄電気工業株式会社 大 阪 支 店 支 店 長 小 田 裕 之 他 の 構 成 員 株式会社西尾電設 代 表 取 締 役 西 尾 崇	変更前 381,863,000円 (消費税額等 28,333,000円) 変更後 382,234,800円 (消費税額等 28,366,800円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>2,168,100 円 (消費税額等 197,100 円)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策追加工事に伴う工事費増加による増額</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、多目的トイレの扉を本庁舎に合わせ、非接触式の自動扉へ変更することとなり、工事費が増加するため、工事請負代金額の増額変更契約を行う必要が生じた。</p>
<p>371,800 円 (消費税額等 33,800 円)</p>	<p>設計変更に伴う工事費増加による増額</p>	<p>電気設備の設置や配線工事を行うなかで、動力設備や電灯設備等に、設計時には確認が困難であった過不足が生じ、設計図書どおりの施工ができなくなったため、設計の見直しを行ったところ、工事費が増加するため、増額変更契約を行う必要が生じた。</p>

(消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
61	3.9.22	(仮称)堺市 総合防災セン ター建設工事	大阪市北区 天満1丁目3 番21号	松村組・日本土木建設 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 松 村 組 大 阪 本 店 取 締 役 専 務 執 行 役 員 本 店 長 西 村 正 治 他 の 構 成 員 日 本 土 木 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 熊 取 谷 和 巳	変更前 2,270,219,600円 (消費税額等 206,383,600円) 変更後 2,277,022,000円 (消費税額等 207,002,000円)
62	3.9.27	(仮称)堺市 総合防災セン ター建設工事 に伴う電気設 備工事	大阪市北区 大淀中4丁目 1-16	藤井電機・Raing 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 藤 井 電 機 株 式 会 社 大 阪 本 社 代 表 取 締 役 安 達 正 樹 他 の 構 成 員 株 式 会 社 Raing 代 表 取 締 役 白 井 健 太 郎	変更前 432,575,000円 (消費税額等 39,325,000円) 変更後 433,090,900円 (消費税額等 39,371,900円)
60	3.9.17	(仮称)堺市 総合防災セン ター建設工事 に伴う空気調 和設備工事	堺市南区榎 371番地 泉陽ビル3F	永安設備・サニコン 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 永 安 設 備 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 永 安 啓 介 他 の 構 成 員 株 式 会 社 サ ニ コ ン 代 表 取 締 役 中 塚 雅 教	変更前 317,383,000円 (消費税額等 28,853,000円) 変更後 317,783,400円 (消費税額等 28,889,400円)

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>6,802,400 円 (消費税額等 618,400 円)</p>	<p>①排水経路増設に伴う増額 ②新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う工期延長による増額</p>	<p>① 当初、雨水排水管・集水樹を設計図書通り施工する計画であったが、工事着手後、雨水貯留槽や外構部の設備配管等の高さや経路を調整した結果、集水樹の深さ及び配管経路を変更することとなった。その結果、集水樹や配管等の数量を変更する必要が生じたため。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症にかかる工事中断を行った。その結果、工期の延長契約を行う必要が生じたもの。</p>
<p>515,900 円 (消費税額等 46,900 円)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う工期延長による増額</p>	<p>建設工事において、工期の延長を行う必要が生じたことから、同様の期間の工期の延長契約を行う必要が生じたもの。</p>
<p>400,400 円 (消費税額等 36,400 円)</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う工期延長による増額</p>	<p>建設工事において、工期の延長を行う必要が生じたことから、同様の期間の工期の延長契約を行う必要が生じたもの。</p>

**令和3年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

令和3年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 宏和印刷株式会社

配架資料番号

1-B2-21-0083

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。